

呼称 昭和46年に成立した卸売市場法……………46法  
二度の規制緩和措置を経た改正卸売市場法……………前法  
今回、取引規制・ルールを全廃した「改正」法……………新法

#### 46法とは

○ 米騒動後、大正時代に成立した「中央卸売市場法」の基本精神を、ほぼそのまま受け継ぎ、卸売市場において、人の思惑を一切排除し、純粹に、その地(市場開設する地方都市)における需要と供給の突合せによった価格形成手法を採用。(これは完全競争原理の応用であり、一方では、地域経済事情に沿った価格形成を本旨とする考え方)

○ そのための主な取引規制の条項名

委託集荷原則……………価格は出荷者(生産者と同じ)が「指値」をする特殊な場合  
次官通達第六の2 を除き、全て市場の価格形成結果に任せるとした集荷方法  
46法38条

セリ(入札)原則……………卸売場(セリ場とも言う)における卸売業者の、仲卸、売  
46法34条 参加人への販売(取引)方法は原則、セリ・入札。

差別的取扱の禁止……………出荷側にも、仲卸売買参加人にも一切公平に。

同36条

卸売の相手方の制限……………卸売業者は、仲卸、売買参加人以外に卸売をしては  
同37条 ならない。※いわゆる「第三者販売の禁止」とはこの条項のこと。法律や業務規程には、過去一度も「第三者販売」等という単語は出て来たことは無い。

自己の計算による卸売の禁止……………

同38条 買付集荷をし、相対取引で卸売することを原則禁止した条項であるが、当時の農水の理解としては、公正公平取引を脅かす相対取引は、その入り口が買付集荷であることから、この条項が意味するのは、主に買付集荷の原則禁止=委託集荷原則の表明と解して説明した。(事務次官通達、46/7/1)

卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止……………卸売会社の役職

同40条 員などが、仲卸や売買参加人を騙り買受するインチキを禁止したもの。

この条項ばかりでなく上記の各条項はじめ、卸売市場の規制項目は、ほとんど証券取引市場と同じ考え方である。

両市場とも、扱うものこそ、現物か抽象物かの違いはあれ、社会的な価格形成を使命とする点では同じだから。

**売買取引の制限**・・・「開設者は、・・・不正な取引が行われ、又は、不当な価格が形成されていると認めるときは・・・業務規程で定めるところにより、卸売業者、仲卸業者売買参加人に対し、当該市場における売買取引の制限をすることが出来る。」公正な価格形成を脅かす、貶める行為の一切と理解されている。「」内は原文のまま。

**入荷数量等の公表**・・・委託集荷されたものの一部あるいは全部が隠し在庫となっていては、需給の正確な突合とならない、というのが趣旨。セリ開始前までには公表すべし。

同時に第2項として、開設者は、毎日の卸売の数量、価格を速やかに公表する義務→小売などは勿論、生産者には、需給情報に応じた生産計画策定にはとりわけ欠かせない情報→生産者への買い叩きの防止も。

**仲卸必置原則(次官通達「法施行について」及び法解説、更に三十三条)**・・・卸売業者の上場物品に対して、開設区域内の需要力を代表して上場品目別に評価と価格形成をするメインプレーヤーである。

第三十三条の(仲卸業者の許可)の条項は、事務次官通達(46/7/1)によれば、「仲卸業者については、原則として必置とされる」根拠として挙げられている。(同通達 第五 中央卸売市場の関係業者に記載)。

売買参加人は、市場ごと、必要に応じて配置されるものであり、必置ではない。安易に仲卸業者の増員は出来ない場合に。(施設の提供その他)

**※このように、46法は、完全競争機能を発揮させる必要且つ十分な規制、ルールを設定する一方で、「公正・公平流通を妨げる恐れが無く」、更に、「仲卸、売買参加人にも異論が無く」、「開設者も認めた」場合、買付集荷、相対取引、その他のケースも認めることが出来るとする、原理主義一辺倒の弊害や非効率を防ぐ、極めて柔軟な構造を採っている。**

#### 前法とは

- 主要には、委託集荷原則とセリ原則を、「原則」の地位から下ろし、選択的取引手法の一つにすることを狙った改定をしたもの。

それまでは「例外取引」として業界の承認、開設者の承認、のもと限定的に認められていた「買付集荷」、「相対取引」を通常的手法として位置づけたと農水は主張している。(異論あり)

- そのため取引手法としては残るが原則の地位から降格されたもの  
委託集荷「原則」、セリ(入札)「原則」の「原則」部分
- 削除された取引規制条項  
卸売業者の自己の計算に基づく卸売の禁止…46法の説明参照。
- 「仲卸必置原則」も、完全競争原理、及び社会に対する建値市場としての使命発揮に必要時要件となる「委託集荷」、「セリ取引」、「差別的取扱禁止」、「卸売の相手方の制限」、「卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止」、「売買取引の制限」、「卸による入荷予定数量の公表」、「開設者による卸売市場の取り扱い状況および価格の公表」は全て残されている。

※更に、重要なことは、46法から、この規制緩和の手法に切り替える場合は、「開設者の下で関係業者が集まり、取引委員会での承認が必要」とされている。そんなことをしたところはない。農水も無視しろと言いまわっていた事実がある。

#### 新法とは

- 新法について、その取引ルールがどうなっているのかを論理的に説明出来る人間は、政府にも、国会にも、経団連にも、高木委員会にも、開設者にもどこにもいない。いるはずが無い。「改正」されたと言われる新法を見れば、このことは嘘でも言い過ぎでもないことが分かる。



**「改正」法に伴う業務規程見直しに関する結論的私見…各中央卸売市場の現行の業務規程には、仲卸必置原則を初めとして、都民、府民、道民、市民の食生活を、悪辣な価格吊り上げや在庫各誌による人為的な価格誘導などから守るための「公正・公平・公開流通」の仕組みが条文として明記されている。**

そして、この「公正・公平・公開流通」は、地域の一次産業、を不当な買い叩きから守ると共に、社会に蔓延している資本の大小による差別的な価格操作などから、生鮮加工などの地域二次産業、旅館・ホテル、各種飲食業など等、地域の雇用の場となる中小企業の経営を守る役割を発揮させる仕組みとなっている。

新法は、取引に関しては、白紙である。現行業務規程を新法に委ねると言うことは、公共制度流通の担い手が、どこの誰とも知れない人間に、その将来を白紙委任すると同じである。それでも敢えて、「改正」法に伴う「自主的な業務規程の見直し」を、全国の市場開設者と関係業者に農水省は指示した。崩壊の時代の幕開けを嫌でも痛感する。